

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

規 則	ページ
北九州市公印規則等の一部を改正する規則【総務企画局総務部文書課】	9
北九州市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則【総務企画局総務部文書課】	11
北九州市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則【総務企画局総務部文書課】	14
北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則【総務企画局総務部文書課】	16
市長の権限に属する事務を委員会等に委任し、及び委員会等の事務局長等に補助執行させることに関する規則の一部を改正する規則【総務企画局総務部文書課】	17
北九州市副市長事務分担規則の一部を改正する規則【総務企画局人事部人事課】	18
北九州都市計画下水道事業受益者負担金徴収事務委任規則等を廃止する規則【建設局総務部総務課】	19
北九州市漁業集落排水処理施設条例施行規則の一部を改正する規則【産業経済局農林水産部水産課】	20
北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則【消防局総務部人事企画課】	24

告 示

北九州市共同排水設備等設置助成金交付要綱等を廃止する告示【建設局総務部下水道経営課】	27
北九州市障害児通所支援の支給決定に関する基準の告示【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】	28

訓 令

北九州市高度情報化調整会議に関する規程の一部を改正する訓令【総務企画局情報政策室】	29
---	----

北九州市電気工作物保安規程の一部を改正する訓令【建築都市局建築部電気設備課】 3 0

北九州市副市長以下専決規程等の一部を改正する訓令【総務企画局総務部文書課】 3 1

児童相談所訓令

北九州市児童相談所次長専決規程の一部を改正する訓令【子ども家庭局子ども総合センター】 3 7

消 防 局

消防職員懲戒及び分限審査委員会規程等の一部を改正する訓令【消防局総務部総務課】 3 8

北九州市消防地理水利規程の一部を改正する訓令【消防局警防部警防課】 4 2

水 道 局

北九州市水道局情報セキュリティに関する規程の一部を改正する規程【水道局総務経営部営業課】 4 4

北九州市水道局電気工作物保安規程の一部を改正する規程【水道局浄水部浄水課】 4 5

北九州市水道局工事施行規程の一部を改正する規程【水道局給水部設計課】 4 6

北九州市水道局口径別納付金規程の一部を改正する規程【水道局給水部配水管理課】 4 8

北九州市水道局指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程【水道局給水部配水管理課】 4 9

北九州市水道局統計事務に関する規程の一部を改正する規程【水道局総務経営部経営企画課】 5 0

北九州市水道局個別需給給水契約規程の一部を改正する規程【水道局総務経営部経営企画課】 5 1

北九州市水道局契約規程の一部を改正する規程【水道局総務経営部経営企画課】 5 2

北九州市水道局建設工事競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程の一部を改正する規程【水道局総務経営部経営企画課】 5 3

北九州市水道局測量業務、建設コンサルタント業務等競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程の一部を改正する規程【水道局総務経営部経営企画課】 5 5

北九州市水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程の一部を改正する規程【水道局総務経営部経営企画課】	5 7
北九州市水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程の一部を改正する規程【水道局総務経営部経営企画課】	5 8
北九州市水道局小切手振出等事務取扱規程の一部を改正する規程【水道局総務経営部経営企画課】	5 9
北九州市水道局長代理規程の一部を改正する規程【水道局総務経営部総務課】	6 0
北九州市水道局行政手続条例施行規程の一部を改正する規程【水道局総務経営部総務課】	6 1
北九州市水道局聴聞及び弁明の機会の付与に関する規程の一部を改正する規程【水道局総務経営部総務課】	6 2
北九州市水道局文書管理規程の一部を改正する規程【水道局総務経営部総務課】	6 3
北九州市水道局公印規程の一部を改正する規程【水道局総務経営部総務課】	6 4
北九州市水道局当直規程の一部を改正する規程【水道局総務経営部総務課】	6 7
北九州市水道局庁内管理規程の一部を改正する規程【水道局総務経営部総務課】	6 8
北九州市水道局職員の職名等に関する規程の一部を改正する規程【水道局総務経営部総務課】	6 9
北九州市水道局技能労務職の主任の設置に関する規程の一部を改正する規程【水道局総務経営部総務課】	7 0
北九州市水道局職員就業規則の一部を改正する規程【水道局総務経営部総務課】	7 1
東日本大震災に伴う北九州市水道局職員の特別休暇の特例に関する規程の一部を改正する規程【水道局総務経営部総務課】	7 2
北九州市水道局職員出勤簿処理規程の一部を改正する規程【水道局総務経営部総務課】	7 3
北九州市水道局職員証に関する規程の一部を改正する規程【水道局総務経営部総務課】	7 4
北九州市水道局職員の名札着用に関する規程の一部を改正する規程【水道局総務経営部総務課】	7 5
北九州市水道局職員勤務評定規程の一部を改正する規程【水道局総務経営部総務課】	7 6
北九州市水道局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程【水道局総務経営部総務課】	7 7

北九州市水道局企業職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程【水道局総務経営部総務課】	8 2
北九州市水道局職員の被服の貸与に関する規程の一部を改正する規程【水道局総務経営部総務課】	8 3
北九州市水道局職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程【水道局総務経営部総務課】	8 4
北九州市水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程【水道局総務経営部総務課】	8 5
北九州市水道局職員見舞金支給規程の一部を改正する規程【水道局総務経営部総務課】	8 6
北九州市水道局在籍専従許可の手續等に関する規程の一部を改正する規程【水道局総務経営部総務課】	8 7
北九州市水道局管理規程における敬称の取扱いの特例に関する規程を廃止する規程【水道局総務経営部総務課】	8 8
北九州市下水道条例施行規程【水道局総務経営部総務課】	8 9
北九州都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程【水道局総務経営部総務課】	1 0 3
北九州都市計画下水道事業受益者負担金徴収事務委任規程【水道局総務経営部総務課】	1 0 7
北九州市下水道暗渠の使用に関する規程【水道局総務経営部総務課】	1 0 9
北九州市水道局公有財産管理規程の一部を改正する規程【水道局総務経営部経営企画課】	1 1 3
北九州市水道局自動車管理規程の一部を改正する規程【水道局総務経営部経営企画課】	1 1 5
北九州市上下水道局水洗便所改造助成金貸付金交付等要綱【水道局総務経営部総務課】	1 1 6
北九州市上下水道局共同排水設備等設置助成金交付要綱【水道局総務経営部総務課】	1 2 1
北九州市上下水道局低地汚水ポンプ設備等設置助成金交付要綱【水道局総務経営部総務課】	1 2 4

病 院 局

北九州市病院局職員給与規程の一部を改正する規程【病院局総務課】	1 2 8
北九州市病院局事務分掌規程の一部を改正する規程【病院局総務課】	1 2 9
北九州市立病院長以下専決規程の一部を改正する規程【病院局経営課】	1 3 0

市 議 会

北九州市議会事務局規程の一部を改正する規程【市議会事務局調査課】	1 3 1
----------------------------------	-------

教育委員会

北九州市教育委員会の権限に属する事務を市長の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する規則等の一部を改正する規則【教育委員会事務局総務部総務課】	1 3 2
北九州市電気工作物保安規程の一部を改正する訓令【建築都市局建築部電気設備課】	3 0
北九州市教育委員会職員証に関する規程等の一部を改正する訓令【教育委員会事務局総務部総務課】	1 3 8
北九州市教育委員会文書規程の一部を改正する訓令【教育委員会事務局総務部総務課】	1 4 4
北九州市教育委員会事務局部長以下事務専決規程等の一部を改正する訓令【教育委員会事務局総務部総務課】	1 5 4

人事委員会

職員の昇任に関する規則の一部を改正する規則【人事委員会事務局任用課】	1 5 5
公益的法人等への北九州市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則【人事委員会事務局任用課】	1 5 8
北九州市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則【人事委員会事務局調査課】	1 5 9
給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則【人事委員会事務局調査課】	1 6 0
初任給、昇格、昇給等に関する規則及び職員の昇任に関する規則の一部を改正する規則【人事委員会事務局調査課】	1 6 1
昇任選考を受ける資格の特例（一部改正）【人事委員会事務局任用課】	1 6 4

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市公印規則等の一部を改正する規則

北九州市事務分掌条例等の一部を改正する等の条例の施行に伴い、「水道局」を「上下水道局」に改める等、次に掲げる規則を整備することにしました。

- (1) 北九州市公印規則（昭和38年北九州市規則第6号）
- (2) 北九州市次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則（平成17年北九州市規則第18号）
- (3) 北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年北九州市規則第88号）
- (4) 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（昭和41年北九州市規則第68号）
- (5) 北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例付則第16項から第18項までの規定による給料に関する規則（平成18年北九州市規則第39号）
- (6) 北九州市区行政の総合調整に関する規則（昭和49年北九州市規則第26号）
- (7) 水道局に係る地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則（昭和40年北九州市規則第83号）
- (8) 北九州市水道局長事務委任規則（平成5年北九州市規則第60号）

この規則は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

児童福祉法及び障害者自立支援法の一部改正に伴い、福祉事務所長に委任する事務を改めることにしました。

この規則は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則

児童福祉法の一部改正に伴い、児童相談所長に委任する事務を改めることにしました。

この規則は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法の一部改正に伴い、保健所長に委任する事務を改めることにしました。

この規則は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇市長の権限に属する事務を委員会等に委任し、及び委員会等の事務局長等に補助執行させることに関する規則の一部を改正する規則

農地法の一部改正に伴い、農業委員会に委任する事務を改めることにしました。

この規則は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

危機管理室及び上下水道局の設置等に伴い、副市長の事務分担を改めることにしました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 危機管理室に属する事務を松崎茂副市長の事務分担に加えることにしました。
- 2 上下水道局に属する事務を梅本和秀副市長の事務分担に加えることにしました。
- 3 保健福祉局及び子ども家庭局に属する事務を梅本和秀副市長の事務分担から外し、松崎茂副市長の事務分担に加えることにしました。

この規則は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州都市計画下水道事業受益者負担金徴収事務委任規則等を廃止する規則

次に掲げる規則を廃止することにしました。

- (1) 北九州都市計画下水道事業受益者負担金徴収事務委任規則
- (2) 北九州市下水道条例施行規則
- (3) 北九州都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則
- (4) 北九州市下水道事業財務規則
- (5) 北九州市下水道暗きよの使用に関する規則

この規則は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市漁業集落排水処理施設条例施行規則の一部を改正する規則

排水処理施設の使用料等について、北九州市下水道条例施行規程等の規定を準用することにしました。

この規則は、平成24年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則

危機管理室の廃止に伴い、警防部警防課防災係及び警防部指令課を新設することにしました。

この規則は、平成24年4月1日から施行することにしました。

北九州市公印規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第42号

北九州市公印規則等の一部を改正する規則

(北九州市公印規則の一部改正)

第1条 北九州市公印規則(昭和38年北九州市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1の専用市長印の項中

「水道専用北九州市長印」	を	「上下水道専用北九州市長印」	に、	
「市長名をもってする水道局における公文書用」		水道局総務経営部総務課長	水道局総務経営部総務課	を
「市長名をもってする上下水道局における公文書用」		上下水道局総務経営部総務課長	上下水道局総務経営部総務課	に改める。

(北九州市次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部改正)

第2条 北九州市次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則(平成17年北九州市規則第18号)の一部を次のように改正する。

本則の表中「北九州市水道局長」を「北九州市上下水道局長」に改める。

(北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第3条 北九州市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和39年北九州市規則第88号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「北九州市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」を「北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」に改める。

(北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

第4条 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(昭和41年北九州市規則第68号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「下水道管きよ内検査手当」を「下水道管渠^{きよ}内検査手当」に改める。

(北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例付則第16項か

ら第18項までの規定による給料に関する規則の一部改正)

第5条 北九州市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例付則第16項から第18項までの規定による給料に関する規則(平成18年北九州市規則第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号ア中「北九州市水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」を「北九州市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」に改める。

(北九州市区行政の総合調整に関する規則の一部改正)

第6条 北九州市区行政の総合調整に関する規則(昭和49年北九州市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第6条第5号中「水道局工事事務所」を「上下水道局工事事務所」に改める。

(水道局に係る地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部改正)

第7条 水道局に係る地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則(昭和40年北九州市規則第83号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上下水道局に係る地方公営企業法第39条第2項の職を定める規則

本則各号列記以外の部分中「水道局」を「上下水道局」に、「第39条第2項かつこ書の規定による」を「第39条第2項に規定する市長が定める」に改め、本則第1号中「および」を「及び」に改める。

(北九州市水道局長事務委任規則の一部改正)

第8条 北九州市水道局長事務委任規則(平成5年北九州市規則第60号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北九州市上下水道局長事務委任規則

本則中「北九州市下水道条例(昭和39年北九州市条例第39号)の規定による下水道使用料(同条例第16条第1項第2号又は第3号の規定により市長が認定する汚水排除量に係るものを除く。)及び」を削り、「準用する北九州市下水道条例」を「読み替えて準用する北九州市下水道条例(昭和39年北九州市条例第39号)」に、「水道局長」を「上下水道局長」に改める。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成24年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第43号

北九州市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

北九州市福祉事務所長事務委任規則（昭和38年北九州市規則第30号）の一部を次のように改正する。

本則各号列記以外の部分中「第9条第7項」を「第9条第9項」に改め、本則中第63号を第81号とし、第32号から第62号までを18号ずつ繰り下げ、本則第31号中「第35条第1項」を「第51条の18第1項」に、「特例特定障害者特別給付費」を「特例計画相談支援給付費」に改め、同号を本則第49号とし、本則第30号を本則第40号とし、同号の次に次の8号を加える。

- (41) 障害者自立支援法第51条の7第1項に規定する地域相談支援給付費等の支給の要否の決定に関する事。
- (42) 障害者自立支援法第51条の7第4項（同法第51条の9第3項において準用する場合を含む。）に規定するサービス等利用計画案の提出の依頼に関する事。
- (43) 障害者自立支援法第51条の7第7項に規定する地域相談支援給付量の決定に関する事。
- (44) 障害者自立支援法第51条の7第8項に規定する地域相談支援受給者証の交付に関する事。
- (45) 障害者自立支援法第51条の9第2項に規定する地域相談支援給付決定の変更の決定に関する事。
- (46) 障害者自立支援法第51条の10第1項に規定する地域相談支援給付決定の取消しに関する事。
- (47) 障害者自立支援法第51条の10第2項に規定する地域相談支援受給者証の返還に関する事。
- (48) 障害者自立支援法第51条の17第1項に規定する計画相談支援給付費の支給の決定に関する事。

本則第28号及び第29号を削り、本則第27号中「第31条」を「第31条第1項」に、「同条」を「同項」に、「割合」を「額」に改め、同号を本則第39号とし、本則中第26号を第38号とし、第23号から第25号までを12号ずつ繰り下げ、本則第22号中「第22条第5項」を「第22条第8項

」に改め、同号を本則第34号とし、本則第21号中「第22条第4項」を「第22条第7項」に改め、同号を本則第33号とし、本則第20号を本則第31号とし、同号の次に次の1号を加える。

(32) 障害者自立支援法第22条第4項（同法第24条第3項において準用する場合を含む。）に規定するサービス等利用計画案の提出の依頼に関すること。

本則中第19号を第30号とし、第16号から第18号までを11号ずつ繰り下げ、本則第15号中「規定する」の次に「障害児通所支援及び」を加え、「及びその」を「並びにそれらの」に改め、同号を本則第24号とし、同号の次に次の2号を加える。

(25) 児童福祉法第24条の26第1項に規定する障害児相談支援給付費の支給の決定に関すること。

(26) 児童福祉法第24条の27第1項に規定する特例障害児相談支援給付費の支給の決定に関すること。

本則第14号の次に次の9号を加える。

(15) 児童福祉法第21条の5の7第1項に規定する障害児通所給付費等の支給の要否の決定に関すること（児童発達支援センターが提供する児童発達支援又は医療型児童発達支援に係るものを除く。第17号から第24号までにおいて同じ。）。

(16) 児童福祉法第21条の5の7第4項（同法第21条の5の8第3項において準用する場合を含む。）に規定する障害児支援利用計画案の提出の依頼に関すること。

(17) 児童福祉法第21条の5の7第7項に規定する支給量の決定に関すること。

(18) 児童福祉法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証の交付に関すること。

(19) 児童福祉法第21条の5の8第2項に規定する通所給付決定の変更の決定に関すること。

(20) 児童福祉法第21条の5の9第1項に規定する通所給付決定の取消しに関すること。

(21) 児童福祉法第21条の5の9第2項に規定する通所受給者証の返還に関すること。

(22) 児童福祉法第21条の5の11第1項に規定する障害児通所給付費の額の特例（同項の規定により市が定める額に関するものを除く。）の適用に関すること。

(23) 児童福祉法第21条の5の11第2項に規定する特例障害児通所給付費の額の特例（同項の規定により市が定める額に関するものを除く。）の適用に関すること。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成24年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第44号

北九州市児童相談所長事務委任規則の一部を改正する規則

北九州市児童相談所長事務委任規則（昭和38年北九州市規則第78号）の一部を次のように改正する。

本則中第24号を第33号とし、第18号から第23号までを9号ずつ繰り下げ、第17号を削り、第16号を第26号とし、第15号を第25号とし、第14号を第24号とし、本則第13号中「並びに法第63条の2第1項及び第2項に規定する在所期間の延長の特例」を削り、同号を本則第23号とし、本則中第12号を第22号とし、第11号を第21号とし、本則第10号中「第28条第1項」の次に「、第2項及び第4項」を加え、同号を本則第20号とし、本則中第9号を第19号とし、第5号から第8号までを10号ずつ繰り下げ、本則第4号中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同号を本則第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

（14） 法第24条の5に規定する障害児入所給付費の額の特例（同条の規定により市が定める額に関するものを除く。）の適用に関する事

本則第3号中「施設給付決定」を「入所給付決定」に改め、同号を本則第12号とし、本則第2号中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同号を本則第11号とし、本則第1号中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、同号を本則第10号とし、本則に第1号から第9号までとして次の9号を加える。

（1） 法第21条の5の7第1項に規定する障害児通所給付費等の支給の要否の決定に関する事（児童発達支援センターが提供する児童発達支援又は医療型児童発達支援に係るものに限る。次号から第9号までにおいて同じ。）。

（2） 法第21条の5の7第7項に規定する支給量の決定に関する事

（3） 法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証の交付に関する事

（4） 法第21条の5の8第2項に規定する通所給付決定の変更の決定に関する事

（5） 法第21条の5の9第1項に規定する通所給付決定の取消しに関する事

- (6) 法第21条の5の9第2項に規定する通所受給者証の返還に関する
こと。
- (7) 法第21条の5の11第1項に規定する障害児通所給付費の額の特
例（同項の規定により市が定める額に関するものを除く。）の適用に関
すること。
- (8) 法第21条の5の11第2項に規定する特例障害児通所給付費の額
の特例（同項の規定により市が定める額に関するものを除く。）の適用に
関すること。
- (9) 法第21条の6に規定する障害児通所支援の提供及びその委託に関
すること。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第45号

北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

北九州市保健所長事務委任規則（平成3年北九州市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第4項中「第17条第2項」の次に「（同法第22条第4項において準用する場合及び同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える

。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

市長の権限に属する事務を委員会等に委任し、及び委員会等の事務局長等に補助執行させることに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第46号

市長の権限に属する事務を委員会等に委任し、及び委員会等の事務局長等に補助執行させることに関する規則の一部を改正する規則

市長の権限に属する事務を委員会等に委任し、及び委員会等の事務局長等に補助執行させることに関する規則（昭和38年北九州市規則第76号）の一部を次のように改正する。

第2条の3各号列記以外の部分中「次に掲げる」を「独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）第10条第2項の規定により独立行政法人農業者年金基金から委託を受けた業務に関する」に改め、同条各号を削る。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市副市長事務分担規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第47号

北九州市副市長事務分担規則の一部を改正する規則

北九州市副市長事務分担規則（昭和42年北九州市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条梅本和秀副市長の項第1号中「、保健福祉局、子ども家庭局」を削り、「及び港湾空港局」を「、港湾空港局及び上下水道局」に改める。

第2条松崎茂副市長の項第1号中「会計室」の次に「、危機管理室」を、「財政局」の次に「、保健福祉局、子ども家庭局」を加え、「、水道局」を削る

。

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北九州都市計画下水道事業受益者負担金徴収事務委任規則等を廃止する規則
をここに公布する。

平成24年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第48号

北九州都市計画下水道事業受益者負担金徴収事務委任規則等を廃
止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 北九州都市計画下水道事業受益者負担金徴収事務委任規則（昭和44年北九州市規則第38号）
- (2) 北九州市下水道条例施行規則（昭和46年北九州市規則第68号）
- (3) 北九州都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（昭和51年北九州市規則第37号）
- (4) 北九州市下水道事業財務規則（昭和60年北九州市規則第19号）
- (5) 北九州市下水道暗きよの使用に関する規則（平成11年北九州市規則第20号）

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市漁業集落排水処理施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第49号

北九州市漁業集落排水処理施設条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市漁業集落排水処理施設条例施行規則（平成12年北九州市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「北九州市下水道条例施行規則（昭和46年北九州市規則第68号）」を「北九州市下水道条例施行規程（平成24年北九州市水道局管理規程第37号）」に、「下水道規則」を「下水道規程」に、「第21条」を「第18条」に改め、同条第2項中「下水道規則第22条第1項第3号」を「下水道規程第21条第1項第4号」に改め、「規定による」の次に「認定に係る」を加え、同条第3項中「において」の次に「読み替えて」を加え、「下水道条例」を「北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号。以下「下水道条例」という。）」に改め、同条第4項及び第5項中「において」の次に「読み替えて」を加える。

第11条第1項中「北九州都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（昭和51年北九州市規則第37号）」を「北九州都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成24年北九州市水道局管理規程第38号）」に、「負担金規則」を「負担金規程」に、「第15条」を「第14条」に改め、同条の表を次のように改める。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1条	北九州都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和50年北九州市条例第49号。以下「条例」という。）第4条に規定する受益者負担金（以下「負担金」という。）	条例第16条第2項に規定する分担金
第1条、第2条第1項、第3条、第5条第2項、第7条、第8条、	管理者	市長

第9条、第10条、第11条、第12条、第13条第2項及び第14条		
第2条第1項	条例第5条第1項に規定する賦課対象区域の公告	条例第4条の規定による告示
	当該賦課対象区域内	処理区域内
	下水道事業受益者申告書	漁業集落排水処理施設受益者申告書
	条例第2条第1項ただし書	条例第3条第7号
第4条第1項	賦課対象区域内	処理区域内
第4条第1項、第5条見出し及び第1項、第6条見出し、第2項及び第3項、第7条見出し及び第1項から第3項まで、第8条第1項、第9条見出し及び第1項、第10条第1項、第11条第2項並びに第13条第1項	負担金	分担金
第5条第1項	条例第6条第1項	条例第17条において読み替えて準用する北九州都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和50年北九州市条例第49号。以下「負担金条例」という。）第6条第1項
第6条第2項	条例第6条第4項ただし書	条例第17条において読み替えて準用する負担金条例第6条第4項ただし書

第7条第1項	条例第7条各号	条例第17条において読み替えて準用する負担金条例第7条各号
第7条第2項	条例第7条第1号	条例第17条において読み替えて準用する負担金条例第7条第1号
第7条第3項	下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書	漁業集落排水処理施設分担金徴収猶予申請書
第7条第4項	下水道事業受益者負担金徴収猶予決定（却下）通知書	漁業集落排水処理施設分担金徴収猶予決定（却下）通知書
第8条第2項	下水道事業受益者負担金徴収猶予取消通知書	漁業集落排水処理施設分担金徴収猶予取消通知書
第9条第1項	条例第8条第2項	条例第17条において読み替えて準用する負担金条例第8条第2項
	下水道事業受益者負担金減免申請書	漁業集落排水処理施設分担金減免申請書
第9条第2項	下水道事業受益者負担金減免決定（却下）通知書	漁業集落排水処理施設分担金減免決定（却下）通知書
第10条第2項	納期限変更告知書	漁業集落排水処理施設分担金納期限変更通知書
第11条第1項	条例第9条	条例第17条において読み替えて準用する負担金条例第9条
	下水道事業受益者異動申告書	漁業集落排水処理施設受益者異動届出書
第11条第2項	下水道事業受益者負担金納入義務消滅変更通知書	漁業集落排水処理施設分担金納入義務変更（消滅）通知書
	下水道事業受益者負担	漁業集落排水処理施設

	金決定通知書	分担金決定通知書（異動に係る新受益者用）
第 1 2 条	条例第 1 1 条	条例第 1 7 条において読み替えて準用する負担金条例第 1 1 条
	延滞金減免申請書	漁業集落排水処理施設分担金延滞金減免申請書
第 1 3 条第 2 項	下水道事業受益者負担金納付管理人申告書	漁業集落排水処理施設分担金納付管理人届出書
第 1 4 条	下水道事業受益者（納付管理人）住所変更届	漁業集落排水処理施設受益者（納付管理人）住所変更届出書

第 1 1 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「において」の次に「読み替えて」を加え、同項を同条第 2 項とする。

第 1 5 条第 1 項及び第 3 項中「において」の次に「読み替えて」を加える。

付 則

この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第50号

北九州市消防局組織規則の一部を改正する規則

北九州市消防局組織規則（昭和61年北九州市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、室」を削り、同条警防部警防課の項に次のように加える。

防災係

第2条危機管理室の項を削る。

第3条予防部指導課査察指導係の項第3号を次のように改める。

(3) 防火対象物の点検及び防災管理の点検に関する事。

第3条警防部警防課警防係の項第14号を削り、同条警防部警防課の項に次のように加える。

防災係

(1) 市民防災会に関する事。

(2) 防災に関する市民啓発に関する事。

(3) 危機管理室との連携に関する事。

(4) 地域防災計画、国民保護計画及び水防計画に基づく消防部の活動に関する事。

第3条警防部の項に次のように加える。

指令課

指令第一係

指令第二係

指令第三係

(1) 課の庶務に関する事。

(2) 消防隊、救助隊、救急隊及び消防航空隊の管制及び運用に関する事。

(3) 火災その他の災害及び救急の出動指令に関する事。

(4) 消防通信の運用及び統制に関する事。

(5) 災害情報及び救急情報に関する事。

(6) 火災警報及び気象に関する事。

(7) 防災指令の連絡調整に関する事。

(8) その他指令業務に関する事。

第3条危機管理室の項を削る。

第4条第2項中「、危機管理室に室長」を削り、同条第4項中「危機管理室」を「警防部」に改め、同条第5項中「、担当理事」を削り、同条第6項中「及び担当理事」及び「、室長」を削る。

第5条第1項中「、室長」を削り、同条第2項中「担当理事、」を削る。

第7条第2項中「若しくは室長」を削り、「これらの者」を「部長」に改め、「又は室」を削る。

第8条中「、室長」を削る。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(北九州市会計規則の一部改正)

2 北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)の一部を次のように改正する。

別表第1の会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

「

警防部	警防課	警防課長
	救急課	救急課長
	消防航空隊	消防航空隊長
危機管理室	危機管理課	危機管理課長
	地域防災課	地域防災課長
	指令課	指令課長

を

」

「

警防部	警防課	警防課長
	救急課	救急課長
	消防航空隊	消防航空隊長
指令課	指令課	指令課長

に

」

改める。

(北九州市消防吏員給貸与品規則の一部改正)

3 北九州市消防吏員給貸与品規則(昭和39年北九州市規則第120号)の一部を次のように改正する。

別表第2の備考第3項中「消防局危機管理室指令課」を「消防局警防部指令課」に改める。

(北九州市消防局消防職員委員会に関する規則の一部改正)

- 4 北九州市消防局消防職員委員会に関する規則（平成8年北九州市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「及び危機管理室」を削る。

北九州市告示第90号

北九州市共同排水設備等設置助成金交付要綱等を廃止する告示を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市共同排水設備等設置助成金交付要綱等を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) 北九州市共同排水設備等設置助成金交付要綱（昭和47年北九州市告示第112号）
- (2) 北九州市水洗便所改造助成金貸付金交付等要綱（昭和47年北九州市告示第113号）
- (3) 北九州市低地汚水ポンプ設備等設置助成金交付要綱（平成2年北九州市告示第99号）

付 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市告示第91号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）による改正後児童福祉法（以下「改正法」という。）の第21条の5の7第7号の規定により定めることとされる北九州市障害児通所支援の支給決定に関する基準を次のとおり告示する。

なお、市が上記基準に基づいて行う障害児の保護者（申請者）からの申請に対する障害児通所支援の支給決定は、申請があった日から60日以内とする。60日以内に支給決定できない場合は、その理由を申請者に通知し、延期できるものとする。

平成24年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

1 用語の定義

この告示において、「障害児」、「保護者」、「障害児通所支援」、「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」、「放課後等デイサービス」又は「保育所等訪問支援」とは、改正法第4条第2項、第6条及び第6条の2に規定する障害児、保護者、障害児通所支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス又は保育所等訪問支援をいう。

2 児童発達支援の支給量（1箇月あたり）

各月の日数から8を差し引いた日数を限度とする。

3 医療型児童発達支援の支給量（1箇月あたり）

各月の日数から8を差し引いた日数を限度とする。

4 放課後等デイサービス（1箇月あたり）

各月の日数から8を差し引いた日数を限度とする。

5 保育所等訪問支援（1箇月あたり）

各月4日を限度とする。

北九州市訓令第2号

庁中一般

北九州市高度情報化調整会議に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市高度情報化調整会議に関する規程の一部を改正する訓令

北九州市高度情報化調整会議に関する規程（昭和56年北九州市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表の委員長の項中「（総務部、人事部及び情報政策室に限る。）」を削り、同表の委員の項中「総務企画局都市経営戦略室長」を「総務企画局行政経営室長」に改め、同表の幹事の項中「総務企画局都市経営戦略室次長」を「総務企画局行政経営室行政経営課長」に改める。

付 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

北九州市訓令第3号

北九州市教育委員会訓令第2号

庁中一般

北九州市電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年3月30日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市教育委員会

委員長 川 原 房 榮

北九州市電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

北九州市電気工作物保安規程（昭和42年北九州市訓令第7号
北九州市教育委員会訓令第1号）

の一部を次のように改正する。

第1条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

付 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。